

西光寺野土地改良区規約

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 総代会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総代会の招集者に提出し、総代会の招集者はこれと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録署名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録署名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第15条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もつとも異なるものから順次に採決する。

- 4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかつて決定する。

- 2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。
- 3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

- 2 委員会の委員は、総代会において出席した総代（書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。）のうちから選任する。
- 3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。
- 4 委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

(総会)

第16条 第2条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第17条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第18条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第19条 理事会は、少なくとも隔月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があつた場合に開催する。

- 2 理事会の招集は、理事長が行う。

- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
- 4 理事会の場所を定めないときは、理事長は、前項の事項のほか、会議の方法を各理事に通知しなければならない。
- 5 理事会の場所を定めるときは、理事長は、第3項に規定する事項のほか、当該場所を各理事に通知しなければならない。
- 6 前項の場合において、理事が会議の場所に存しないで理事会に出席することを認めるときは、理事長は、当該出席の方法を各理事に通知しなければならない。
- 7 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 8 議長は議事の開始にあたり、議事録署名人2人を指名するものとする。

(理事会の付議事項)

第20条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
 - (2) 総代会の招集及び総代会に提出すべき議案に関する事項
 - (3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
- 2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。
 - 3 理事会は、毎月末の残高の照合結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。

(理事会の議決方法等)

第21条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。ただし、可否同数となった場合は、理事長の決するところによる。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第22条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又はその会議の組織員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）
 - (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
 - (3) 議事の要領
 - (4) 決議事項及び賛否の数
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監 事

(総括監事)

第23条 監事は、総括監事1人を互選する。

- 2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行う。

(監事会)

第24条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第25条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項
- (4) 土地改良法第27条（同法第52条第7項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項
- (5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項
- (6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第26条 監事会は、3人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第22条の規定を準用する。ただし、「2人」とあるのは、「1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(補助機関)

第27条 この土地改良区に次の係及び委員会を置くことができる。

- (1) 庶務係
- (2) 会計係
- (3) 用水調整委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 財務委員会
- (6) 負担金徴収委員会

2 前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

(会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者)

第28条 この土地改良区に会計主任及び管理責任者を置く。

2 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

6 管理責任者は、各溜池及び各施設の管理規程の定めるところにより、これを管理する。
(職員)

第29条 前条に定める者のほか、この土地改良区に事務職員若干名を置くことができる。

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。
(事務所等)

第30条 この土地改良区は、総代会の決議により、管理事務所を設けることができる。
(執務時間)

第31条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前9時より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。

(2) 休日

① 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。

② 夏期休暇は、8月13日から同月16日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第32条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第5章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第33条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。
(会計区分)

第34条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第35条 一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第36条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(収支予算の区別)

第37条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第38条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算)

第39条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第40条 会計主任は、理事長の命令がなければ支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない。

(決算関係書類)

第41条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、その意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第42条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第43条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(金銭の預入)

第44条 金銭は、総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(余裕金の運用)

第45条 土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証債権又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第46条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(財務状況の公表)

第47条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第48条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第49条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第50条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。

(基本財産の種類)

第51条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 備荒積立金 災害、凶作等の場合のための積立金

イ 土地改良施設更新積立金 定款第37条第3項の規定による積立金

ウ 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金(イの土地改良施設更新積立金を除く)

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

2 この規約に定めるもののほか、土地改良施設更新積立金の積立及び管理に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

(基本財産積立金の積立)

第52条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 備荒積立金 総代会において議決された額

(2) 土地改良施設更新積立金 施設更新積立計画による額

(3) 事業積立金 総代会において議決された額

(基本財産の管理)

第53条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第45条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第54条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立の停止)

第55条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の

積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総代会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第56条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあつては、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産積立金の一時運用)

第57条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第53条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第58条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第8章 補 則

(電磁的方法)

第59条 定款第41条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項第2号において同じ。）をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(3) WEB会議システムによる方法

2 定款第41条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 電磁的記録媒体をもって調整するファイル

3 前2項に規定するもののほか、電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第60条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第61条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が財務委員会に諮問して定める。

(施設の破損等の報告)

第62条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用に伴う処理)

第63条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6

号又は第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、転用団地の面積が、0.2ha 未満にあつては理事長、0.2ha 以上、1ha 未満にあつては理事会、1ha 以上にあつては総代会で決する。

2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

(異動届)

第64条 組合員は、区域内において土地所有権又は耕作権を異動したときは、当事者連署のうえ、速やかに土地改良区に届け出なければならない。

(組合費の徴収)

第65条 総代は、選出地域内の組合員に対する土地改良区の通達及び徴収事務の援助を行わなければならない。

(顧問)

第66条 この土地改良区に顧問を置くことができる。

2 顧問は 4 人以内とし、土地改良に関して学識経験のある者のなかから理事長が総代会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、重要事項について理事の諮問に答申するものとする。

附 則

この規約は、昭和 26 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 34 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 49 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 3 月 20 日から施行する。